

遺

言

知らなきや損する?!

セミナー

参加費
無料

上川端商店街振興組合後援

遺言書

遺言書

遺言者田中太郎は次の通り遺言する。

一、遺言者の有する預貯金その他一切の財産を、妻田中ひとみ（昭和55年5月5日生）、長女田中聖子（昭和59年6月6日生）及び長男田中直貴（昭和60年8月8日生）の3名にそれぞれ3分の1の割合で相続させる。


この遺言の執行者として次の者を指定する。

福岡市博多区上川端町四番二一七号

司法書士法人星野合同事務所 司法書士 林 匡彦

平成貳拾五年四月吉日

福岡市博多区住吉町〇丁目〇〇番〇〇号

田中 太郎 

この遺言書
どこが間違っているか解りますか？

作成した遺言書に間違いがあるとその遺言書は無効になります

答え：裏面

【先着10名様限定】
エンディングノートを
進呈致します！！

日時 4月20日 土

【セミナー】 14:00～15:00
【相談会】 15:00～16:00

相談会のみのお席も受付けております。お気軽にご連絡下さい。

会場 上川端商店街振興組合事務局2F
福岡県福岡市博多区上川端町6-135

司書主任 星野合同事務所

フリーダイヤル 0120-964-395



参加費
無料

平成25年4月20日遺言セミナー

参加申込は・・・

電話  0120-964-395
FAX  092-283-5312

お気軽に
お電話下さい

セミナー内容

第1回 遺言書の書き方

○講義内容

- 1.遺言がない場合、相続人は誰になるの？
- 2.各相続分の相続分はいくらになるの？
- 3.遺言を書けばすべて遺言どおりになるの？
- 4.遺言を書くときのルールは？等

○無料相談会

講義後、「相続・遺言に関する無料相談会」を実施いたします。ご希望の方はお申込の際に無料相談会を希望する旨をお伝え下さい。



講師：星野合同事務所
代表 司法書士 星野 大記

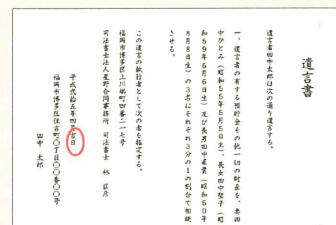
参加申込書

住所	
電話番号	
申込参加者	
ご意見・ご要望をご記入下さい。	

※お体をご不自由な方など、場合により出張面談も行っております。お気軽にお電話下さい。

SHINONOME
司法書士法人・行政書士法人
星野合同事務所

福岡県福岡市上川端町4-217
TEL 092-283-5311
FAX 092-283-5312
URL <http://snnm.jp>
星野合同事務所 相続



【答え】

説明：遺言書は書いた日付を特定させる必要があるため、吉日だと日付が特定出来ない為無効になります。